

参考資料:「科学技術情報発信・流通総合システム(J-STAGE)利用規約」および「J-STAGE 登載文献の利用細則」

・本資料は、現行 J-STAGE に関して運用中の規約・細則です。今後、一部 J-STAGE Lite 利用機関向けの改正(J-STAGE Lite(仮称)向け規約の設置)を実施の予定です(利用規約第3条2項規定の緩和等)。

独立行政法人 科学技術振興機構

科学技術情報発信・流通総合システム利用規約

(目的)

第1条 本規約は、科学技術情報発信・流通総合システム(以下「総合システム」という。)の円滑な運用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規約において「総合システム」とは、学協会、国公立試験研究機関並びに研究開発又は研究開発支援を目的とする独立行政法人等(以下「学協会等」という。)が発行する、雑誌、予稿集等の科学技術刊行物(人文科学・社会科学に関するものを含む。以下「科学技術刊行物」という。)の電子化を支援するとともに、電子化された科学技術刊行物の国内及び国際的流通を促進するシステムであり、独立行政法人科学技術振興機構(以下「機構」という。)に設置されているハードウェア群及びそれに関わるソフトウェア群をいう。

2 本規約において「総合システム」の「利用」とは、科学技術刊行物の電子化の支援を受けるとともに電子化された科学技術刊行物の国内及び国際的流通を促進するために総合システムを使用することをいう。

(利用学協会等)

第3条 総合システムを利用しようとする学協会等は、本規約を承認の上、機構の定める様式に従い、機構に利用の承認を申請するものとする。

2 機構は、前項の申請に基づき、その裁量により、当該申請を行った学協会等による総合システムの利用が適当か否かを判断し、適当と認めた場合には、これを承認し、不適当と認めた場合は不承認とする。適当か否かは主に以下の全要件を満たすか否かにより判断するものとする。

- (1) 非営利であること。
- (2) 査読・審査済み論文(投稿を広く受け付けるものであること)を掲載した科学技術刊行物を既に発行している、あるいは発行する予定があること。
- (3) 利用体制の整備等、総合システムの効果的な利用が見込めること。

3 機構は、承認、不承認に関わらず、利用申請のあった学協会等に対して前項に基づく判断の結果を通知する。以下、利用を承認された学協会等を「利用学協会等」という。

(総合システムの運用)

第4条 機構は、総合システムを開発し、運用する。

2 機構は、利用学協会等が総合システムの利用を開始するとき、利用形態を変更するときあるいは総合システムの仕様に変更があるときは、利用学協会等に対して適切な支援を行う。

3 機構は、総合システムの開発及び運用について必要のあるときは、利用学協会等と個別に協議するものとする。

(運用への協力)

第5条 利用学協会等は総合システムの利用において、機構が行う総合システムの運用に誠実に協力するものとする。

(科学技術刊行物の登載及びその条件)

第6条 利用学協会等は、総合システムを利用して電子化された科学技術刊行物を全て総合システムに登載するものとする。

2 機構は、総合システムに登載した科学技術刊行物の、次の各号に記載される情報を無償にて利用することができる。但し、文献データベース作成時における総合システムの利用については、機構の定める「J-STAGE 登載文献の利用細則」(以下「利用細則」という。)に従うものとする。

- (1) 著者抄録情報
- (2) 書誌情報
- (3) 引用情報及び参照情報

3 機構は、総合システムに登載した科学技術刊行物の全文情報を、機構が作成する文献データベースの作成時に無償にて閲覧あるいは参照することができる。

4 機構は、利用学協会等の承諾を得た上で、総合システムに登載した科学技術刊行物の、次の各号に記載される情報を利用することができるものとする。

- (1) 第三者への原文献提供のための全文情報
- (2) その他機構と利用学協会等が合意した情報

5 機構は、利用学協会等が総合システムに登載した科学技術刊行物により第三者が損害を被った場合であっても、その責を負わないものとする。

6 機構は、利用学協会等が総合システムに登載した科学技術刊行物が公序良俗に反する恐れのある場合は、その登載を拒否することができる。

7 機構は、総合システムにおいて電子化された科学技術刊行物の流通を促進するため、国内外の学術情報データベース等(以下「外部連携先等」という。)と連携し、外部連携先等と J-STAGE の関連登載情報とのリンクサービスを提供する。

- (1) 機構は、新規の外部連携先等とのリンクサービスを開始する場合には、機構の定める方式により利用学協会に当該リンクサービスについて周知の上、当該外部連携先等に対し科学技術刊行物のメタデータ等を提供する。
- (2) 利用学協会等は、機構の定める方式による申告を行うことにより、前号(1)に定めるリンクサービスの適用を拒むことができる。

(著作権等)

第7条 総合システムに登載することにより、科学技術刊行物の著作権が機構に譲渡されるものではない。

2 利用学協会等は、総合システムに登載した科学技術刊行物を機構が利用することが、第三者の著作権、著作者人格権、営業秘密その他の一切の権利の侵害とならないことを表明し、保証するものとする。

3 利用学協会等は、著作権法第31条柱書及び同法施行令第1条の3第1項に規定される「図書館等」の利用者(当該図書館等に対して複製を依頼した者を含む。)が自ら来館して利用する場合に限り、当該利用者又は当該利用者から複製の依頼を受けた当該図書館等が当該図書館等において総合システムにアクセスし、総合システムに登載された科学技術刊行物のうち無償公開されている部分(全文 PDF、抄録、引用文献、電子付録等を含むがこれらに限られない。)を当該図書館等においてプリントアウト(当該無償公開されている部分のうち、学協会がプリントアウト制限を行っているものについてはこの限りでない。)することにより複製することを無償で許諾する。かかる複製は1論文当たり1部に限定されるものとする。

4 前項に加えて、利用学協会等は、本規約又はその利用細則の目的を阻害しない限りにおいて、図書館との間で別途総合システムに登載された科学技術刊行物の複製等に関する有償の許諾の合意を行うことができる。なお、機構は、その時点において総合システムが提供する機能の範囲内である場合にのみ、かかる有償の許諾の合意に沿った機能を提供するものとし、当該機能の範囲を越える場合には利用学協会と協議するものとする。

(運用経費)

第8条 機構は、総合システムに関わる次の各号の経費を負担する。

- (1) 総合システムのハードウェア及びソフトウェアの導入費及び維持管理費
- (2) 電子化された科学技術刊行物のバックアップ取得を含む保守運用経費

2 利用学協会等は、総合システムの利用に関わる次の各号の経費を負担する。

- (1) 総合システム以外の機器及び設備
- (2) 総合システムへの回線接続
- (3) 電子化された科学技術刊行物の冊子体出版等に必要な処理及び操作

3 総合システムの運用に際して、利用学協会等からの特別の要求により総合システムの開発等が必要とされる場合は、利用学協会等の負担とする。

(メンテナンス等による総合システムの一時停止)

第9条 機構が、定期的なメンテナンスその他の理由により、総合システムの運用を一時停止する場合、原則としてその1ヶ月前までに利用学協会等に通知する。

(総合システム運用の停止)

第10条 機構が、自らの事情により総合システムの運用を停止する場合、その2年前までに利用学協会等に通知する。

2 機構は、前項に関し利用学協会等から要請があった場合、総合システムを構成するソフトウェアを貸与するものとする。

(総合システムの利用停止)

第11条 利用学協会等が、総合システムの利用を停止する場合、その6ヶ月前までに機構に書面にて通知する。

(守秘義務)

第12条 秘密情報とは、文書による場合であるか否かを問わず、本規約に関連して機構又は利用学協会等が他の当事者から開示を受けた情報をいう。但し、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報に含まれないものとする。

- (1) 他の当事者から開示された時点で、既に公知となっていたもの
- (2) 他の当事者から開示された後、自らの責によらず公知となったもの
- (3) 他の当事者から開示された時点で、既に自ら保有していたもの
- (4) 正当な権限を有する第三者から開示に関する制限なく開示されたもの

2 各当事者は、秘密情報についてその秘密を保持し、当該秘密情報を提供した当事者の書面による同意なくして、第三者にこれを漏洩したり開示してはならない。

3 各当事者が、法令、規則等により秘密情報の開示を要求された場合、他の当事者に対し、その旨を直ちに通知の上、開示が必要とされる限度において秘密情報を開示することができる。

(非常時における本サービスの利用制限)

第13条 機構は、天災、火災、戦争、破壊行為等の事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な事項を内容とする通信、その他公共のため緊急に行うことを要する通信を優先的に取り扱うため、総合システムの利用を制限し、または中止する措置を取ることができる。

2 前項の他、機構は、次の各号のいずれかに該当する場合、総合システムの利用を制限し、または中止することがある。

- (1) 機構の電気通信設備の保守上又は工地上やむを得ないとき。
- (2) 電気通信事業者等が総合システムの一部を構成するサービスの提供を中止することにより、機構において総合システムによるサービスの提供を行うことが困難になったとき。

3 機構が前各項に基づき総合システムを制限又は中止したことにより、利用学協会等に損害が生じた場合であっても、かかる損害が機構の故意又は重大な過失に起因するものでない限り、利用学協会等は機構に対して損害の賠償を求められない。

(免責)

第14条 機構は、総合システムの提供について、明示的であると黙示的であるとを問わず、全ての法的権利、商品性、権利侵害の有無、特定の目的のための適合性を含む全ての事項について、一切の保証を行わない。

2 機構は、次の各号の事由にもとづく、電子化された科学技術刊行物の滅失または総合システムの停止等により利用学協会等が被った損害について、その責任を負わない。

- (1) 地震、火災、戦争、破壊行為等の天災ないしは人災等、機構の責によらない事由が発生したとき
- (2) 機構の故意もしくは重過失によらない、妨害・侵入もしくは情報改変またはシステム機器等の障害もしくは瑕疵等が生じたとき
- (3) 外部連携先等におけるシステムの仕様や状態、または機構の故意もしくは重過失によらないシステム上の制限、エラー、内容の瑕

疵等により、送信または受信された情報に不達・不整合等が生じたとき

(4)第4条および第10条に基づき、総合システムの利用形態または仕様の変更・停止等が行なわれたとき

(本規約の変更)

第15条 機構は、本規約又は利用細則を変更する場合、利用学協会等に対し電子メールにより通知するものとし、当該通知の発信より1ヶ月後に本規約の変更の効力が生じるものとする。

(協議)

第16条 機構は、本規約又は利用細則の定めのない事項について必要のあるときは、個別に利用学協会等と協議するものとする。

附則(11科振情第65号)

本規約は、平成11年10月28日から施行する。

附則(15科振知集第11号)

本規約は、平成15年11月27日から施行する。

附則(16科振知集第38号)

本規約は、平成17年3月28日から施行する。

附則(H18 科振文情第308-1号)

本規約は、平成19年3月16日から施行する。

附則(H22 科振知情第245-1号)

本規約は、平成22年12月1日から施行する。

J-STAGE 登載文献の利用細則

独立行政法人科学技術振興機構(以下「JST」という。))が、文献データベース作成のためにJ-STAGEに登載されたデジタルコンテンツ内の各種情報を利用するに際しての利用条件を以下のとおり定める。

第1条(定義)

1. デジタルコンテンツとは科学技術情報発信・流通総合システム利用申請書に記載された刊行物に含まれる各種情報をJ-STAGEへの登載のために電子化したものをいう。
2. 書誌情報とはデジタルコンテンツに含まれる文献(以下「文献」という。)を同定するための情報で、タイトル、著者名、著者所属機関名、刊行物の名称、巻、号、頁、図表のキャプション等をいう。
3. 引用情報とは文献に付随した引用文献の情報(タイトル、著者名、雑誌名、巻、号、頁等)をいう。
4. 参照情報とは文献に付随した参照文献の情報(タイトル、著者名、雑誌名、巻、号、頁等)をいう。
5. 著者抄録とはデジタルコンテンツにおいて、和文の場合にはアブストラクト、抄録、要約、概要、要旨及び摘要等の見出し(ヘッダー)を持つ文章並びにこれらと類似の文章、英文の場合には abstract、summary 及び synopsis 等の見出し(ヘッダー)を持つ文章並びにこれらと類似の文章をいう。
6. この利用細則に特に定めのない語については「科学技術情報発信・流通総合システム利用規約」における用語と同一の意味を有するものとする。

第2条(採択基準)

文献のデータベースへの収録は、JST が定めた採択基準をもって行うこととする。

第3条(利用目的)

書誌情報、引用情報、参照情報及び著者抄録は、JST が提供するデータベース(試験運用中のものを含む。)に収録し、科学技術総合リンクセンター(J-GLOBAL)及びJDreamII(JST Document Retrieval system for Academic and Medical fields)等のオンラインサービス(JST と連携する民間情報提供機関のオンラインサービスを含む)、最新情報提供サービス等のオフラインサービス及び出版物サービス(科学技術文献速報等)により、内外の技術者・研究者等へ迅速かつ的確にその情報を提供する。

第4条(書誌情報及び著者抄録の翻訳)

文献に和文の書誌情報及び著者抄録がない場合は、JST の責任のもとで英文の書誌情報及び著者抄録を翻訳してデータベースに収録する。また、海外向けデータベース作成に際して、文献に英文の書誌情報及び著者抄録がない場合は、JST の責任のもとで和文の書誌情報及び著者抄録を翻訳してデータベースに収録する。

第5条(複製の方法)

採択した文献については、データベースへの収録を正確かつ迅速に行うためにデジタルコンテンツ内の本文情報、書誌情報、引用情報、参照情報及び著者抄録を電子的方法において複製する。なお、これらの電子的方法による複製作業はJSTまたはJSTが業務を委託した機関においてのみ行うとともに、電子的複製物が第3条に記載される目的以外に使用されないようにJSTが責任をもって管理することとする。

第6条(収録方法)

文献の書誌情報、引用情報及び著者抄録を電子的複製により収録する場合、システムの制約により表現できない文字、並びに脱字、誤植であることが明らかな文字については、JST の判断で必要な文字を補い、あるいは他の文字に置換することとする。また、抄録文の長さはシステムの制約により和文 1,000 字、英文 2,000 字を上限とし、上限値を越える場合には末尾に「(…)」の表示を行い、JST の判断で縮小することとする。

第7条(著者抄録であることの表示)

著者抄録を原文のままデータベースに収録するに際して、抄録文の末尾に、和文については、「(著者抄録)」を付加し、また、英文については「(Author Abst.)」を付加し、当該抄録文が著者抄録であることを明らかにすることとする。

第8条(デジタルコンテンツの使用料)

JST は、本利用細則に基づきデジタルコンテンツを無償で利用できるものとする。

附則(16科振知集第38号)

本細則は、平成17年3月28日から施行する。

附則(H22 科振知情第 245-1 号)

本規約は、平成22年12月1日から施行する。

以 上